

## 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル(イノシシ編)、(ニホンジカ編)及び(クマ類編)の改訂案に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

### 1. 意見募集方法の概要

#### (1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

#### (2) 意見提出期間

平成21年3月27日(金)～4月25日(土)

#### (3) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

#### (4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

### 2. 意見募集の結果

- |            |      |
|------------|------|
| (1) イノシシ編  | 17件  |
| (2) ニホンジカ編 | 16件  |
| (3) クマ編    | 102件 |

### 3. 意見要旨と回答について

別紙のとおり

## 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルの改訂案に対する意見（イノシシ編）

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
1	1、10	1 基本事項	「生物学的特徴」「歴史と現況」「基本的な考え方と主要な課題」とは別に、「法制度の変遷」を加えるべきである。	1	法制度の変遷については前マニュアルと同様に基本編で記述することとしています。
2	3	⑤疾病	ブタ回虫およびトキソプラズマに関する記述が簡略すぎ、誤解を与える。またE型肝炎の記述がない。		ご指摘を踏まえ、感染症に関する記述を充実させます。
3	10	3) イノシシ管理の現状について	農林業被害軽減のために、個体数減少という名のイノシシの安易な補殺に走るのは問題である。農林業被害のためには被害防除と生息地の復元こそ解決策である。	3	イノシシの保護管理には、個体群コントロールが必要であり、本マニュアル案においては被害対策、生息地管理とともに進める事を基本的考え方として記述しています。
4	12	「実用的な個体数推定方法や個体群動向の指標が確立していないため…被害の水準を達成目法として設定し、それに向けて被害防除と個体数コントロールを行うやりかたは、現状では妥当な試みであると考えられる。」	イノシシの個体群管理について、本来の特定計画の実施はイノシシについては現実的ではないというに等しい。法の目的がイノシシを含む、地域の生物多様性保全にあるならば、イノシシの生息地や生息状況についての具体的評価方法についての指示があるべきである。本案にある考え方では、イノシシに関する特定計画は有害駆除の一貫として位置づけられているとしかいえない。		本文に記述しているとおり、イノシシにおける特定計画は被害水準を達成目標として、捕獲数、被害対策、生息環境整備を図る事を考え方の基本としています。

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
5	14	■捕獲圧の強化	<p>個体数の管理を目的にするのであれば狩猟や捕獲以外の方法があると思う。鳥獣用経口避妊薬の開発と給餌方法、給餌時期の研究を行ってほしい。動物愛護の観点から生体系への影響の少ない、鳥獣にやさしい方法の研究開発を行ってほしい。</p>		<p>イノシシは、一産多子の繁殖生態であり、その個体数管理については専門家の意見も踏まえ、狩猟や有害捕獲等により実施する事が重要であると考えます。</p>
6	15	「狩猟における禁止猟法の一部解除によるくくり罠の径の制限規制など」	<p>捕獲数を増やす方策のひとつとして、わなの使用が積極的にとりあげられているが、わなは残酷な猟具であるだけでなく、「錯誤捕獲」を完全に防ぐことは不可能である。わなの使用は原則的に避けるべきである。</p>		<p>各都道府県において個体群コントロールを効果的に進めるため、一般的にわなによる捕獲が行われています。なお、狩猟による錯誤捕獲防止のため、わなの形状や大きさについては一定の規制が設けられています。</p>
7	16	■保護管理の目標と補殺目標の設定	<p>個体数を求めてそれから補殺数を設定することは、不可能である。</p>	1	<p>イノシシについては、個体数の推定手法が確立されていないため、捕獲努力量や被害量等から捕獲数を算定することが望ましい旨をP16～17に記載しています。</p>
8	17	■被害防除と他部局、市町村との連携	<p>「被害防除と他部局、国および都道府県、市町村との連携」とすべきである。</p>		<p>ご指摘を踏まえ、「被害防除と他部局、国および都道府県、市町村との連携」と修正します。</p>
9	26	(2) 保護管理計画の策定・実行の具体的な進め方	<p>保護管理計画策定体制の項目を加えるべきである。</p>		<p>ご指摘の趣旨は33頁に記述しています。</p>

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
10	26～ 28	「十分な合理的理由があり、社会的な合意が得られる場合は、一定の地域から排除することも選択肢としてあり得る。」 「元来生息していなかった島嶼などへの移入個体群については完全排除（根絶）を目標としてよい。ただし特定鳥獣保護管理計画は、その基本的性格から個体群の完全排除を目的とすることができないとされているので、このような場合には都道府県単位での計画の一部として位置づける。」	「十分な合理的理由」の内容については触れていない。また、「島嶼など」からの根絶を、より広範な地域では全体として個体数が維持されているので許容されるとするのは、脱法行為の推奨である。「元来生息していなかった」としても、自生種であるイノシシが、特定の地域において侵入種となり得るかについては、慎重な検討が必要である。根絶は、侵入種にたいしてのみ許容される。		当該箇所は、対象地域の設定と地域区分に関する基本的な考え方を示したものであり、具体的な地域区分については、地域の実情に応じて各都道府県において判断すべきと考えます。
11	33	(d) 評価組織	偏った意見だけで計画が作成されないように、自然保護団体、教育関係者、動物愛護団体等も議論の場に加わる必要がある。		ご趣旨については、本文の該当頁に記載されています。
12	34	② 情報公開と合意形成	特定計画の公開や科学的な情報の公開等、具体的に加えるべきである。		情報公開の内容や仕組みは、地域の状況に応じて検討されるべきであるが、市民に対する情報公開と意見の聴取が重要であることはP34に記載しています。

特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルの改訂案に対する意見（ニホンシカ編）

整理番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
1	1	I 基本事項	「シカ保護管理の歴史と現状」「生物学と保護管理の課題」とは別に、「法制度の変遷」を加えるべきである。		基本編で記述することとしています。
2	2	I 基本事項	1980年代以降の個体数増加の背景として、北海道における草地拡大、全国的な林地の針葉樹林化、農林業衰退などの人間活動があることについての指摘が見られない。		当該箇所はシカの生息動向と被害拡大の全国的な状況を概説したものであり、地域の状況に応じてそれぞれの特定計画が策定されるべきと考えています。
3	4		分布の拡大や個体数の増加に伴う自然環境の劣化が指摘されている。これは生息環境と生息数のバランスが崩れての減少であると考えられる。これらについての検討をすべきであり、原因がわからないのに安易に個体数調整をするのは疑問である。	3	特定計画は、個体数管理のみで実施するものではなく、生息環境管理、被害防除対策の3つがバランスよく実行されるべきものと考えています。
4	9	(2)シカの保護管理の基本的な考え方と課題	人間が頭数調整していくことは不可能だと考えます。天災をはじめ人間には予測できない事態が自然では発生するため、個体数調整が生態系の破壊につながる可能性が大きい。自然界の野生鳥獣数を人間が管理しようという発想そのものが、人間の傲慢である。		特定計画は、個体数管理のみで実施するものではなく、生息環境管理、被害防除対策の3つがバランスよく実行されるべきものと考えています。
5	14	2) モニタリングと科学的な評価	科学委員会の設置に関連した記述では、専門家や行政機関のみならず、NPOやNGOの参画も不可欠である。		ご趣旨については、文中の「専門家及びその他必要な専門家」に含まれています。

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
6	16、 20	Ⅱ 保護管理計画の作成と実施 (5) 生態系、生物多様性への影響	国立公園や自然公園等におけるシカ被害対策との連携を明記すべきである。		ご指摘を踏まえ、自然公園等におけるシカ被害対策に関する記述を追加します。
7	21	(7) 現状に関する評価と保護管理の基本目標	シカの分布拡大等に伴う被害で例えば、ヤマヒルの民家侵入など被害が発生していることから、付随して発生する問題も記述に加えるべきである。		今後の参考にさせていただきます。
8	23	2 管理計画の策定・実行の具体的な進め方	保護管理計画策定体制の項目を加えるべきである。		P33にご指摘の趣旨を記載しています。
9	30	⑦ 捕獲技術の改善と捕獲のインセンティブ	個体数の管理を目的にするのであれば狩猟や捕獲以外の方法があると思います。 鳥獣用経口避妊薬の開発と給餌方法、給餌時期の研究を行ってほしい。 動物愛護の観点から生体系への影響の少ない、鳥獣にやさしい方法の研究開発を行ってほしい。		分布が拡大し、個体数が増加しているニホンジカにおける個体数管理には、専門家の意見も踏まえ、狩猟及び特定計画に基づく捕獲が重要であると考えています。
10			「捕獲個体利用の開拓なども重要な課題である。」(p30)とされているが、特定計画や有害駆除による捕獲個体を、公共施設などで食肉などとして利用することは許容されると思うが、ごく小規模なもの以外、商業利用は避けるべきである。		捕獲個体の有効利用については、それぞれの地域の実情を踏まえ、地域ごとに検討されるものと考えています。

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
11	35	2) 情報公開と合意形成	特定計画の公開や科学的な情報の公開等、具体的に加えるべきである。		情報公開の内容や仕組みは、地域の状況に応じて検討されるべきではあるが市民に対する情報公開と意見の聴取が重要であることはP34に記載しています。
12	全体		鳥獣行政、特に特定計画の今後については、これらの状況を踏まえて総合的な評価を行い、生物多様性保全のための戦略をたてる必要があるが、本案には、このような視点は欠如している。		特定計画が生物多様性などに配慮して策定されるべきであることは、共通編で記載することとしています。
13	全体		野生鳥獣の個体数の評価そのものがほぼ不可能であるのに、適正な個体数にまで減少させることはできない。		特定計画は、フィードバック管理により実施される計画であり、これにより適正な個体数に近づけることとしています。

## 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルの改訂案に対する意見（クマ編）

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
1	1	Iクマ類の特定鳥獣保護管理計画と課題	「特定計画策定状況」「大量出没と生息・捕獲状況」「特定鳥獣保護管理計画と課題」とは別に、「法制度の変遷」を加えるべきである。		「法制度の概要」については現行マニュアルと同様に基本編で記述しています。
2	1	1. クマ類の特定計画策定状況 (1) 策定府県	平成18年度は、全国で5000頭を超える未曾有の数の捕獲が行われ、その大半が殺処分された。 とりわけこの年にクマの捕獲数が多かった山形県（689頭）、新潟県（504頭）ではいまだに特定計画が策定されていない。 また次いで、捕獲数の多い群馬県、福井県、富山県では任意計画となっている。 1999年の鳥獣保護法改正で定鳥獣保護管理制度が設けられた際に、環境省は捕獲権限の地方自治体への移譲を行う見返りとして、特定鳥獣については国が責任を持って保護管理計画が定められるように支援すると述べていた。 しかし、すでに10年を経てもいまだ県レベルでの生息調査が行われないまま、駆除が先行している自治体が多い。 環境省は、当時の公約がなぜ実現できていないかの理由を明らかにするべきである。	1	平成10年度の計画制度創設以来、クマ類の特定計画数は年々増加しています。特定計画が作成された県については、最新の情報に更新します。
3	2	(2) 保護管理ユニットと特定計画	保護管理ユニットは、1991年以前のツキノワグマの分布状況や地域の状況などから考案されたものであり、実際の個体群構造を反映しているとは言い切れないことが、最近の遺伝子研究などで明らかになってきています。今回の改訂で新たな保護管理ユニットを直ちに示すことは困難でしょうが、マニュアルにこのような課題がある点を記述する必要があると考えます。		ご指摘を踏まえ、「なお、ここで示したユニットは過去からの分布の資料を基に作成しているものであり、今後の遺伝子研究等により、変更されるものです。」と追記します。



整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
4	4	クマの生息状況「ヒグマ、ツキノワグマとも、生息域を拡大している」	これは事実誤認である。人間による目撃数は増えているが、それは生息域を拡大したのではなく、広大な奥山が荒れて棲めなくなったので、生息域を人が見えるところに移動しただけ。むしろ、本来の奥山生息域を失って、生息域は狭められている。証拠は、当協会会員たちが奥山の本来の生息地を歩き回って、クマの生息痕跡を探し続けた結果、痕跡が奥山から消えて里山に移動していたこと。		環境省の生息分布調査において、1978年と2003年を比較すると生息区画数が全体で1.2倍に増加しています。
5	4	(1)クマ類の生息状況	本州、四国のツキノワグマ生息地はブナクラス域の植生分布と対応するが、気候変動に伴い、ブナ林は絶滅に近い被害を受けるおそれもある。また、オイルピークに伴う木材資源などの輸入減少に伴い、山林での人間活動が大幅に増える状況が、近い将来に来ることもあり得る。本案は、このような展望をも考慮して、なお慎重に作成されることが望まれる。		P53に生息地の保護及び整備に関する事項を記載しています。
6			生息頭数が減少している個体群としての記述をどこかに加えるべきである。		ここでは、日本のクマ類生息状況全般について記述しています。ご指摘の点についてはP4の「ただし分布域が孤立し・・・」の部分に記載しています。

整理 番号	該当箇所		意見 要 旨	同意見数	回 答
	頁数	見出し			
7	4	表I-1 特定計画策定府県のツキノワグマの狩猟・有害・特定計画別捕獲数が全国捕獲数に占める割合	インターネットで公表されている鳥獣関係統計では都道府県別の狩猟・有害捕獲等を見ることができるが、その最新版は、平成17年度となっている。(平成21年4月25日現在)都道府県別の「表I-1 特定計画策定府県のツキノワグマの狩猟・有害・特定計画別捕獲数が全国捕獲数に占める割合」では、平成16年度までであり、平成18年の大量捕獲が反映されていない。 統計調査を迅速に行い、データを公表するべきである。 また、野生動物の生息環境は変動する自然環境の影響を直に受けており、迅速な実態調査の上の方針を立てるという順応的保護管理の方針を原則とすることを明記するべきである。		ご指摘の点について、最新のデータに更新します。
8	8	(1) 特定計画策定の必要性	特定計画策定により、狩猟・有害捕獲の自由度が狭められることはなく、多様で柔軟な管理策が可能であるという趣旨のことが書かれ、春ぐま捕獲なども可能になり得るとされている。特にクマについては、狩猟・有害捕獲による過剰捕獲があり、それらの非科学性についても指摘するべきであるが、ここでは、そのような問題について言及せず、あまりにも妥協的である。		ここでは、特定計画の策定を推進するため、その必要性について記述しているものです。
9			四国のツキノワグマの現状について、加筆すべきである。		当該箇所は計画の策定状況について説明しており、特定の個体群の状況について記述するものではないため、原文のままとします。
10	8	「クマ類の生息数・捕獲数が少なく保護管理上の課題も少ない都府県では、あえて特定計画を作成する必然性は少ない。」	この記述は不適切である。	3	文章の適正化のため、以下のとおり修正します。 「クマ類の生息数・捕獲数が少なく保護管理上の課題も少ない都府県では、特定計画を作成しない傾向がみられる。」

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
11	8~9	(1) 特定計画策定の必要性 カ) キ)	特定計画の制度目的について誤解を招く表現である。原案の表現からは、特定計画が基本的に個体数調整を容易にするための制度であるとの認識に立つと理解される。法の文言に即して正確な制度目的の説明を行なうべきである。		キ) に数の調整捕獲を行うことのみを目的とした制度ではないと記述しており、基本編で制度目的の説明をしていることから、原文どおりとします。
12	9	(2) 技術マニュアルの見直し イ) 里山グマの排除	クマを排除するのではなく、共生こそ、目指すべきものであると考える。		ここでは、人身被害の発生等を考慮し里山グマとの棲み分けを基本とすべきであることを記述しています。
13			小タイトルは里山グマではなく問題グマと直すべきであり、「(分布前線を)奥山側に押し戻す」は具体的方法を明示すべきである。	2	ご指摘を踏まえ「里山グマの排除」を「里山グマのゾーニングによる管理」と修正します。
14			里山グマを殺す前になぜ奥山から出てきたのか、奥山がどんなに戦後の開発や拡大造林、地球温暖化で荒れているか調べるべき。		計画作成にあたっては、生息状況の現状(P35-42)を記載することを記述しています。
15	9	(2) 技術マニュアルの見直し ウ) 生息数調査ヘアートラップ法	この方法で、生息数がわかるとは到底思えない。5m×5mなどとほんの少しの面積を囲い、そこに来たわずかなクマのDNAを調べ、面積で掛けるなど不正確も甚だしい。まったく非科学的である。この方法で生息数が正確に特定できたところを知らない。税金の無駄遣いである。ハチミツで熊をおびき寄せるのも問題である。		ヘアートラップ法は生息数推定調査の一つの方法です。
16	9	(2) 技術マニュアルの見直し エ) 学習放獣(移動放獣)	移動放獣と学習放獣の意味は異なるので、区別して使うべきであり、学習鳥獣の記述については十分かつ適切とは言えないので検討を要する。		文章適正化のため、学習放獣(移動放獣)を移動放獣(学習放獣を含む)と修正します。

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
17	9	末尾から2行目	「科学的データに基づくもので・・・本マニュアルの枠組みを超えるものであってもよい」と述べる前提として、法が規定する制度目的を表現し、その趣旨に反してはならないことを注記すべきである。		科学的計画的な保護管理について、地域の実情に応じ柔軟に対応することが重要であることを明記したものです。
18	10	1) 基本的な考え方	この案を作った人は、なぜクマが里に出てきているのかわかっていない。奥山にえさがないのである。私たちは現地調査をして確かめている。		クマ類の生息状況については第1章に記載しています。
19			ここで記述すべきは、生物多様性の一般論ではなく、日本の生物多様性におけるクマの占める地位である。生息調査がまず前提にあることを明記せずに、狩猟や利用を論じるのは本末転倒である。		基本的考え方を示したものであり、調査を含めた計画作成の詳細については、32頁以降に示しています。
20			生物多様性保全と持続的利用の一般論について記述しているが、そのような抽象論は無意味であるばかりか、いたずらに利用是認を強調するだけのものである。ここで記述すべきことは、特定計画が導入されるに至った経緯とその制度趣旨である。1998年12月の審議会答申を参照のこと。		特定計画の導入に際しての経緯や制度の趣旨は基本編に記述しています。
21	10	1) 基本的な考え方「クマの生息密度は高いところで平方キロメートルあたり0.15-0.5頭」	妥当な方法で算出されているかどうか疑問である。また、p13には過小推定を示唆する記述があり、生息密度が低いことの根拠とするには不適切と思われる。		各都道府県の特定計画のデータに基づいた記述であり、原文のままとさせていただきます。
22	11	2) 被害防止と捕獲管理段落の下から4行目から2行目	43頁「2) 個体群」の冒頭で記述しているとおり、従来の有害捕獲を本計画に基づく科学的・計画的な捕獲数の管理へ移行することの重要性を強調すべきである。さらに、自由狩猟も、同科学的・計画的管理の枠内に制御されるべきことも指摘すべきである。		当該箇所は基本事項としての考え方を示しており、保護管理の目標については、43頁に記述しています。

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
23	11	2) 被害防止と捕獲管理 「人里に固執するクマ個体の 選択的排除」	適切には「人里に固執する原因を排除」が正しい。なぜなら、固執する原因を取り除くとクマはこなくなることが多くの事例で証明されているからである。たとえば北海道ではシカの死骸や放置された農業・畜産廃棄物等固執する原因を特定し取り除くことで解決している事例が多いからである。		ゾーニングによって排除地域とされている場所で人里に固執する個体を選択的に排除するという意味であるため、原文のままとさせていただきます。
24	13	①個体数推定と保護管理	個体数推定の手法としてハートラップ法について記述されています。詳細は資料編に掲載されるのかとも想像しますが、ハートラップ法の持つ利点と不利点についてを、実際に限られた予算の中での管理計画を実施する自治体に参考になるように記述されることを願います。		ご指摘を踏まえ、参考資料で利点、不利点を示すこととします。
25	13～ 14		全国のクマ類の個体数を推定してありますが、その根拠となる文献を参考文献リストにすべて網羅していただければ読者に参考になると思います（例：新潟県1987や1997など）。		ご指摘を踏まえ、文献の情報について記述します。
26	18	【参考】	ミトコンドリアDNAに関する記載で、ミトコンドリアDNAが母系遺伝であることとメスが地域に定着的であることを記述すべき。		当該箇所は参考情報を記載したものです。
27	20	「行動・社会構造」	「行動・社会構造」の項で、括弧書きではありますが、ここで唐突に出てくる異常出沒という言葉に違和感があります。平成16年（2004年）と18年（2006年）について区別が必要なのであれば、新たな言葉の定義が必要でしょう。異常という言葉が一般に与える印象を考えれば、大量出沒という言葉に統一してはいかがでしょうか。48ページ、60ページにも使われています。		ご指摘を踏まえ「大量出沒」と修正します。

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
28	21	「クマ類は狩猟獣」	熊を狩猟獣から外すべきである。遊びやスポーツで動物を殺す時代は終わった。そもそも人道上の問題として、狩猟自体を禁止すべきである。21世紀は、動物権の時代である。		クマはその生息状況等から狩猟鳥獣に指定され、個体数が少ないと考えられている西日本のツキノワグマについては、狩猟の禁止及び自粛を実施しています。
29	21	「はこわなを使用してクマ又はヒグマを捕獲することを禁止」	箱ワナやくくりワナをクマ狩猟に禁止していると言っても、イノシシやシカ用に仕掛けたそのようなワナに、実際はどんどんクマがかかっている。クマ生息地ではクマが脱出可能なワナしか使えないようにすべきである。クマがかかったとき放獣が難しいワナは、狩猟だけではなく、有害駆除その他でも禁止すべきである。		くくりワナや箱ワナは、イノシシやシカなどの鳥獣を捕獲するため、広く利用されています。また、錯誤捕獲への対応として平成19年に鳥獣保護法の省令改正により、ワナの基準の見直し（ワナの径を小さく規制）等を実施しています。
30	21	熊の胆の流通ルートについて	高額で売れる熊の胆の流通ルートが闇ルートになっているため、クマの闇補殺が止まらなくなっていると思われる。国として、熊の胆の流通ルートを明らかにしてほしい。闇流通を罰則でもって禁止すべきである。		P21に熊の胆の流通ルートについての記述はありません。
31	24	表Ⅱ-8、図Ⅱ-3	地域個体群とユニットが対応しておらずわかりにくいので、いずれかに対応を示した内容を加えるべき。		ご指摘を踏まえ、表Ⅱ-8を修正します。
32	25	2) ツキノワグマの保護管理ユニット区分	近畿北部は二つの個体群に分かれることが遺伝学的研究から強く示唆されており、実際、京都府の管理計画では別の管理ユニットとして扱われている。このような事例を、サブユニット区分けの具体例として示すべき。		近畿北部の個体群についてはサブユニットについて備考欄に記載します。
33	31	図Ⅱ-5b ツキノワグマの保護管理ユニット区分の詳細（中国・四国地方）	四国のツキノワグマの保護管理ユニット区分の詳細は、最新のデータを使うべきである。		図Ⅱ-5bについては、全国的な保護管理ユニットを区分するために、一定の方法で全国を対象として調査された第2回と第6回の自然環境基礎調査の分布データを示したものです。

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
34	33	【参考】北海道での人材育成のための春のヒグマ補殺	北海道での人材育成のための春のヒグマ補殺は、人道上問題。クマを捕るための練習になぜ山にいて何もしていないクマを本当に殺してしまう必要があるのか。こんな事実を知ればほとんどの国民は嫌悪感を持つ。		地域の保護管理の取組について紹介したものです。
35	33	保護管理の基本的考え方	個体群間の遺伝子の交流を保障するためには個体の分散、移動が重要であり、その文言を入れるべきである。		当該箇所は計画策定にあたっての基本的考え方を記載した部分であるため、原文のとおりとしますが、ご指摘の点については業務の参考とします。
36			「絶滅のおそれのある地域個体群」の管理手法について何もやらなくてよい印象を受ける。絶滅のリスクの高い個体群は、生息地の改善、隣接する地域個体群間での交流を保障するための計画と実行が非常に重要である。		ご指摘の趣旨はア) 地域個体群の回復で記述しています。
37	33	(2) 保護管理の基本的考え方 イ) 地域個体群の維持と総捕獲数管理	クマ類とニホンザルの繁殖特性等について記述があるが、ニホンザルの繁殖率はクマ類と同等かむしろ低く、捕獲圧にも脆弱であることが知られている。この例示は不適切であるため、削除すべきである。		ご指摘を踏まえ当該例示について削除します。
38	34	(2) 保護管理の基本的考え方 オ) 普及啓発の推進	普及啓発の推進に地域社会や学校教育に関する記述を加えるべきである。		ご指摘を踏まえ、普及啓発について記述します。
39	34	キ) 地域振興 「管理された適切な狩猟」	日本人は狩猟民族ではない。このようなことを認めるなどとんでもない。		クマ類は狩猟鳥獣であり、地域の実状に応じた管理の方向性について記述したものです。

整理 番号	該当箇所		意見 要 旨	同意 見 数	回 答
	頁 数	見 出 し			
40	36	①生息環境の現状	本来のクマの生息地で、カシノナガキクイムシが蔓延。所によってはミズナラが9割枯れるなど、広大な面積でクマがえさがなくて生き残れなくなっている。なぜ、このことがこの案のどこにも取り上げられていないのか。カシナガ被害抜きで熊の生息環境は論じられない。		特定計画の作成にあたっては、生息環境等、地域の現状を把握し、記載することが必要と考えています。
41			生息環境の現状について書かれているが、気候変動によるエコシステム劣化なども考慮に入れて、今後数十年にわたる展望についても評価されるべきである。	1	今後の情報収集に努めます。
42	36	①工) 土地利用 ②イ) 土地利用	マニュアルとしては記述が抽象的である。問題となる自治体の行政計画をあげて、それとの具体的な整合性について記述させるべきである。すなわち、 — 都道府県別計画策定地域については、土地利用基本計画（国土利用計画法第9条）、農業整備振興計画との整合性 — より細分化された当該計画策定地域については、同地域に係る市町村基本構想（地方自治法2条）市町村計画（国土利用計画法8条）、農業振興地域整備計画（農振法8条）との整合性		ご指摘を踏まえ、対象地域の土地利用基本計画、農業基本計画等の概要について記載します。
43	36	①カ) 保護区・森林機能区分 ②工) 保護区・森林機能区分	保護林の指定状況、森林の現況と利用状況を記述することは「必要に応じて」ではなく、必須とすべきである。 森林の機能に関連し、季節毎の主要な餌資源（少なくとも堅果を实らせる広葉樹林）の分布状況を示すことが望ましい。また、その分布状況が、51頁記載のゾーニングにあたって考慮されるべきである。		ご指摘を踏まえ、「必要に応じて」を削除します。



整理 番号	該当箇所		意見 要 旨	同意見数	回 答
	頁数	見出し			
44	38	工) 錯誤捕獲	錯誤捕獲については詳細な情報の記録を取り、予防と対策による現状改善の方向性を示すべき。	2	ご指摘を踏まえ「錯誤捕獲数」を「錯誤捕獲数及びワナの種類や放獣状況等の詳細」と修正します。
45	39	「近年・・・以下の項目について特記する」	ここに挙げられているデータは、通常年にこそ押さえられているべきで、大量出沒に気がついた時にはすでに手遅れである。		ご指摘の通常時のモニタリングについては、P55、56に記述しています。
46	40	BOX Ⅲ-1 クマ類の個体数水準	「個体数水準4（安定存続地域個体群）」として個体数が800頭以上としているが、IUCNの絶滅のおそれのある地域個体群は1000頭とされている。800頭という数の科学的根拠を示されたい。		現マニュアル作成時に専門家の意見を踏まえ、狩猟が実施されている近畿北部個体群を想定して800頭での区分を設けたものです。
47	40	里山特定個体に関する記述全般	実際そのような個体は存在するので（例えば、富山県西部の丘陵地域）、積極的に管理する必要はあるが、管理の方法として捕殺除去だけでなく、移動放獣もありえることを示すべき。 また、どのように加害性の高い個体と判断し、どのように選択的に駆除するのか、手法の解説や具体策がない。	1	ご指摘の趣旨は、地域の合意形成により実施されるべきであると考えます。
48	41	4行目「地図情報」について	既存の航空写真や森林計画図や農村サイドの作成する地図を併用して、被害発生状況や捕獲情報を可視化するとよいのではないか。		ご意見は参考にさせていただきます。
49	42	②普及啓発活動の現状と課題	地域社会や学校教育に関する現状把握も加えるべきである。		ご指摘を踏まえ、普及啓発について記述します。

整理 番号	該当箇所		意見 要 旨	同意見数	回 答
	頁数	見出し			
50	43	2) 個体群 オ) 里山特定個体 (里グマ)	「生息域と個体数の特別管理」とあるのは「分布管理」に訂正すべきである(40頁参照)。用語は統一すべきである。		ご指摘を踏まえ、「特別管理」を「分布管理」に修正します。
51	43	個体数水準と被害の関係に関する記述全般	個体数水準と被害発生・出没状況を関連させて考えるべきではない。個体数水準が低くても生息環境によっては農地や集落への加害・出没が問題になるはず。生息地や分布域の管理と被害・出没管理は分けて考えるべき。		個体数水準、被害発生、出没状況の関連が明確になっていないため、今後情報収集に努め検討していきます。
52	44	1行目～10行目	同じ保護管理ユニットに属する隣接県との情報交換と、対策の一貫性を保つための連携を強調すべき。	1	P44の6行目から11行目までを文章適正化のため、以下のとおり修文します。 保護管理ユニットが個体数水準3、4であり、その一部の地域を対象として特定計画を作成する場合に、その保護管理ユニットの生息数が把握され、ユニット全体と計画策定地域の両者に生息密度等の大きな違いがなければ、ユニットの個体数水準を計画策定地域の個体数水準としてもよい。 なお、広域保護管理の観点からユニット内の関係県と情報共有を図ることが必要である。
53	44、50	被害防除について	人身事故が起こってしまった場合にとるべき対応について、全く触れられていない。この項目に関しては本来章立てをして解説すべき。		人身被害発生への対応については、既に作成した「クマ類出没対応マニュアル(平成19年3月、環境省)」に示してあります。
54	44	ウ) 問題個体の排除	直接問題個体に関する指標を設定してモニタリングしていないと、被害発生状況の変化だけではこの項目の達成度を評価することは不可能。該当する指標の設定が必要。		地域の実情に合わせて判断されるものと考えられます。

整理 番号	該当箇所		意見 要 旨	同意見数	回 答
	頁数	見出し			
55	45	6. 数の調整に関する事項 (2) 方法	個体数の管理を目的にするのであれば狩猟や捕獲以外の方法があると思います。鳥獣用経口避妊薬の開発と給餌方法、給餌時期の研究を行ってほしい。動物愛護の観点から生体系への影響の少ない、鳥獣にやさしい方法の研究開発を行ってほしい。		専門家の意見等も踏まえクマ類の保護管理に当たっては、安定的な個体群の存続を念頭において、総捕獲数の管理を基本とすることが重要であると考えます。
56	45	数の調整	「数の調整」という用語を別の用語に改められないか		鳥獣保護法第9条に記載されているため原文のとおりとします。
57	45～ 51	6. 数の調整に関する事項の 章立てについて	個体数管理の話（P45-P49）が前面に出ているが、まずは被害の防除方針の詳細を述べるのが先（P50-51）だと思う。		ご指摘を踏まえ文章を入れ替えます。
58	46	(3) 総捕獲数管理	地域によっては錯誤捕獲が総捕獲数の数十パーセントを占めていた例があるが、錯誤捕獲の場合は報告の義務がないとされ、統計にも計上されない。錯誤捕獲における放獣数と捕殺数をそれぞれわけて報告義務を課し、正しい捕獲数が統計に表れるようにするべきである。 また、非科学的な予察駆除は原則として認めるべきではない。 「捕獲数のリアルタイム把握の方法（ハンター―市町村―県の即時連絡体制など）」を確立するとともに、そのデータが翌年度の計画に反映されるような順応的手法をとるべきである。		錯誤捕獲については、錯誤捕獲数等できるだけ詳細な情報を収集すべきものと考えます。予察捕獲は特定計画に基づく数の調整であるため、当該計画において総捕獲個体数の内数として決定されています。
59	46	(2) 方法 ウ) 総捕獲数管理	狩猟だけでなく、有害捕獲数をも合わせた総捕獲数管理とすべきである（43頁参照）。		ご指摘を踏まえ、有害捕獲を追加記述します。

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
60	47	BOX Ⅲ-3 個体数水準と捕獲数上限の割合（総捕獲数管理）	<p>個体数水準1～3については、予察捕獲を禁止することを明記すべきである。</p> <p>個体数水準3, 4につき、「狩猟を認め」つつ、総捕獲数を上限数値内にとどめさせようという手法は、実務的に実施困難である。自由狩猟は禁止できても、緊急避難的な有害捕獲を禁止することは困難であること、猟期は限定されていることを考慮すれば、次のような手順とすることが合理的である。すなわち、「総捕獲数は・・・とする。猟期までに有害捕獲及び本計画に基づく捕獲実績が上限総捕獲数に達せず、かつ猟期終了時においてもその見込みが高い場合に限り、狩猟を認めることができる。ただし、その後の有害捕獲の動向により上限総捕獲数を超える可能性が高まった場合はただちに狩猟を禁止する。」緊急避難的な有害捕獲が増え、やむを得ず年間総捕獲数が上限を超えた場合には、翌年の上限総捕獲数を、原則同数減すべきことを記述すべきである。</p>		<p>個体数水準は保護管理の目標として総捕獲数の割合を示したものであり、実際の運用については各都道府県が地域の実情に応じて対応すべきと考えます。</p> <p>なお、現状では、個体数水準1, 2の場合、当該計画に基づく数の調整（予察捕獲）は実施されていません。</p>
61	47	BOX Ⅲ-3 個体数水準と捕獲数上限の割合（総捕獲数管理）	<p>「個体数水準3（危急地域個体群）（P.40）の場合においては、管理の不可能な自由狩猟を認めるべきではない。</p>		<p>狩猟も含め総補殺数管理の考え方を示したものです。</p>
62	47	BOX Ⅲ-3 個体数水準と捕獲数上限の割合（総捕獲数管理）	<p>「個体数水準4（安定存続個体群）」においては、狩猟と有害捕獲及び本計画に基づく数の調整を合わせた総捕獲数は、個体群全体で生息数の12%（8%）としているが、2006年の大量捕殺においてはゆうに生息数の数十%をも捕殺した現実をふまえ、少なくとも翌年度以降は捕獲数を大幅に削減すべきことを明記すべきである。</p>		<p>ここでは、捕獲数の生息個体数に占める割合の目安を示したものであり、ご指摘に関しては、P48で示しています。</p>

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
63	50	ア) 人里への出没防止	誘因物除去の方策のひとつとして、土穴での生ゴミ処理の中止が挙げられているが、堆肥化のために十分な処置がとられ、クマやカラスなどの誘因を有効に避けることができる場合には、許容されると思う。		地域の実状を踏まえ判断されるものと考えます。
64	51	17行目「農地や集落に接する里地里山の環境管理」について	どのような集落にどのように接している里地里山かによって、環境管理の内容にバリエーションがあってよいと思う。		参考としてクマ類出没対応マニュアルの記述を掲載したもので、地域の実情に応じて進められる事が必要と考えます。
65	51	②ゾーニングと捕獲数管理	人間が勝手にゾーニングとして山に線引きをしているが、こんな線は誰にも見えない。クマにも人にもわからない。この案は頭の中だけで自然を考えている。		人身被害防除と捕獲数管理のために必要なゾーニングの考え方について記載しています。
66	52	表Ⅲ-1 出没対応ゾーニング「Aゾーン（コア生息地）」	Aゾーンをコア生息地と呼ぶには植生調査をして、クマがそこだけで生活を完結できる（採食できる）場所なのか検討する必要がある。		ここでは、ゾーニングの例をイメージとして記述したものです。
67	53	ア) 恒常的生息地の保全	恒常的生息地の開発に対しては、影響緩和の前に、開発の必要性の検討をすべき。		ご指摘の趣旨も含んで記述しています。
68	54	【参考：生息地管理の個別技術】 ii) 移動回廊（コリドー）の設置	「分布域間」とあるのは「生息域間」と改めるべきである。移動回廊となりうる植生、その確保手順、実践例について、具体的に記述すべきである。		一般的に生息域はクマが出現した地域全てをさすため、ここでは恒常的分布域を繋ぐという意味で使用しています。また、植生被覆の種類等については各地域の状況に応じて判断するべきと考えます。
69	54	【参考：生息地管理の個別技術】 iv) 里山の管理強化	実践例を紹介すべきである。		里山の管理強化については、各地域の状況に応じてその手法を検討すべきと考えますが、各地で林縁の伐採等が実施されており、今後、都道府県には資料を取りまとめて提供していきたいと考えています。

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
70	55	(1) 実施体制	実施体制について書かれているが、モニタリングや評価についての現状と、その問題点についてより具体的に述べられるべきである。		モニタリングについては、現状で十分な評価ができるデータが蓄積されていないため、今後の参考にさせていただきます。
71			被害対策や出沒対応は市町村で行っている場合が多い。現実には即したものを作るべき。		特定計画は都道府県知事が作成するものであり、参考 ii) 実施機関の項にも市町村を実施機関として記述しています。
72	56	(2) モニタリング	学習放獣個体の放獣後の行動モニタリングについても、できる限り情報を収集するよう記した文章を入れ込む必要が在る。		一般的なモニタリングのあり方に関し記載したものです。
73	58	9. 計画の作成及び実行手続	市町村が策定する鳥獣害対策特別措置法における計画との関連性が明記されていない。特措法における計画は鳥獣保護事業計画との整合性が取られることとなっており、むしろ市町村における過剰捕獲の歯止めとなるべき役割を明記するべきである。		ここでは、技術マニュアルに基づく特定計画の作成手順を示したものです。個別法に基づく計画との整合性については、実際に計画を作成する際に検討されるものである。
74	59	(1) 広域的な保護管理の目標	広域的保護管理の最も重要な目的は、保護管理ユニットと対象地域を一致させることで生物学的により妥当な特定計画を策定することにあると思われるので、そのことをこの項に明記すべきである。		ご指摘の趣旨のとおり適切な保護管理を進めるため、「管理ユニットごとに計画を作成する必要がある。」と記載しているものです。
75	61	(5) 広域協議会	会議メンバーに自然保護団体、動物愛護団体を入れることを義務付けるべき。会議メンバーがクマを獲りたい人、被害を受けている人、研究したい人だけではだめ。クマ側の声を代弁したり、森と関連付けて考える人がいないと共存は不可能。		NPO、NGOの参画について記載しています。

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し			
76	61	図Ⅲ-7 広域協議会イメージ 図	<p>国と広域協議会の関係がわからない。本文では国の機関も含めることが望ましいとあるが、この図を見る限り、含まれてはいない。国は何をするのか明確に示すべきであり、さらに、国と地方自治体のそれぞれの具体的役割について明記すべき。</p>	1	<p>P61の本文中、国も都道府県も広域協議会の一員である旨記載されており、全国的な観点から広域保護管指針の作成にあたって助言等を行うものです。</p> <p>また、地域個体群毎に状況が異なる関係機関の役割についても各協議会ごとに検討されるものと考えます。</p>
77	全体		<p>以下の部分について、わかりにくい文章が散見され、読み手にマニュアルの意図が伝わるかどうか心配である。その他定義や説明の不十分な用語もあります。文章の校正が必要と考える。</p> <p>(1) P11 L4-6の被害軽減についての個体数調整の考え。</p> <p>(2) P18のDNA分析の囲み記事部分。</p> <p>(3) P33中ほどの「生物多様性維持は、本特定計画の上位計画と位置づけられる」の部分</p> <p>(4) P45の囲み記事部分の「主に分布域と適切な管理を通じて個体数への誘導が必要な地域個体群」の部分。</p> <p>(5) その他定義や説明の不十分な用語として「里山特定個体」や「WIS」があります。</p>		<p>ご指摘を踏まえ可能な限り分かりやすい文章になるよう修正します。</p>
78	全体		<p>平成12年度以降初めての改正であり、特に遺伝情報については当時より知見が深まっており、その情報も踏まえた改正をすべき</p>		<p>ご意見を踏まえ可能な限り最新の情報を記載します。</p>

整理 番号	該当箇所		意見 要 旨	同意見数	回 答
	頁数	見出し			
79	全体		<p>そもそも、人間に野生鳥獣を管理することなど不可能。人にはクマの正確な生息数など何をしてもわからない。何頭いたらいいか適正頭数もわからない。そもそも、山にいる熊を殺す必要などまったくない。特定鳥獣保護管理思想は、野生鳥獣への共感が持てない人、自然界の仕組みを知らない人が作ったと感じる。自然界では、自然がすべてうまく全生物の生息数を調整している。自然界の野生鳥獣数を人間が管理しようという発想そのものが人間の傲慢以外の何ものでもなく、自然界の仕組みを無視した、不可能かつ人がしてはならないことである。</p> <p>人間ができるのは、野生鳥獣の生息地を壊さないこと。壊したところは復元して、戦後一方的に人間側が破った棲み分けラインが復活できるようにすること。被害防除。クマとの共存に向けて、人間側を教育する。（クマ側には、マスコミや学校がないので無理）</p>		<p>特定鳥獣保護管理計画制度は、個体数、生息環境、被害防除の3つに人間がバランスよく関わり、人と鳥獣の適切な関係の構築を目標に進めていくものと考えています。</p>
80	全体		<p>特定計画を設けることにより「殺処分を含めた保護管理の合意形成がより容易」になったという推測の記述も、特定計画の趣旨を誤解させるものである。</p>		<p>計画策定による効果を記載したものです。</p>
81	全体		<p>どうして本来のクマ生息地である奥山の話が出てこないのか。里地里山だけを見てはだめだ。奥山の犬荒廃をどうするかこそ、この案で、大きく取り上げるべき。</p>		<p>マニュアルは特定計画策定の支援ツールとして専門家の意見を踏まえ、都道府県に技術的助言を行うために作成しているものです。</p>
82	全体		<p>最新の情報を盛り込み、現状に即したマニュアル作成手続きが踏まれていない。</p>	2	<p>ご指摘を踏まえ最新の情報に更新可能な箇所については修正します。</p>
83	全体		<p>個体数推定法が確立していない現状で、数の調整を前提とした保護管理計画の策定、実行は困難。</p>	1	<p>計画策定の目的や保護管理目標の必要性については、Ⅲ章を中心に記述しています。</p>



整理 番号	該当箇所		意見 要 旨	同意見数	回 答
	頁数	見出し			
84	全体		マニュアルであれば、まず、冒頭に計画策定に関して担当者が行うべき作業や項目をシンプルに箇条書きで記し、エッセンスをまとめた概要が必要であり、実務に即したわかりやすいものにすべきである。	2	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
85	全体		計画の内容が十分な根拠に基づいたものであることの重要性を、都道府県に対して示すべき。		ご意見は今後の参考にさせていただきます。